

職員の軽装勤務の通年化について

職員の服装については、これまで5月から10月までをクールビズ期間として軽装勤務の取組を推奨していましたが、今後は、働きやすい職場環境づくりや公務能率の向上を図ることなどを目的とし、ノーネクタイ等の軽装の基準を拡充するとともに、通年での軽装勤務を実施します。

1 目的

職員が気候に合わせて快適で働きやすいと感じる服装を自ら選択できることで、職員個人の価値観の尊重や職場の魅力向上につなげる。

また、働きやすい職場環境づくりを推進することで、職員のストレス軽減や健康増進、モチベーション向上などが図られ、その結果として、公務能率の向上や行政サービスの一層の充実につなげるもの。

2 対象職員

知事部局の職員

3 実施日

令和7年1月1日（水）から

4 実施内容

年間を通じて、別紙「服装の目安」による勤務を可能とする。

ただし、職務上の必要性や安全性から作業服など特定の被服を着用する必要がある場合には、従来の取扱いで差し支えないものとする。

また、来庁者に取り組みを周知するため、執務室等にポスターを掲示する。

5 取組にあたっての留意事項

- (1) 服装の自由化ではありません。県職員としての品位を損なう服装は慎むとともに、県職員であることがわかるよう、ネームプレートまたはネームタグを着用すること。
- (2) 県議会や式典、外部の方が参加される会議等への出席を始め、社会通念上必要と判断される場面においてはネクタイやジャケットを着用すること。
また、主催者指定のドレスコードがある場合はその指定に従った服装とするなどTPO（時・場所・場面）にあわせた着こなしに配慮すること。
- (3) 県が主催の会議等において軽装で対応する場合は、その旨を参加者にお知らせすること。
- (4) ネクタイやジャケットの着用を一律に禁じるものではありません。

服装の目安

種別	可否	備考
ノーネクタイ	○	
上着なし	○	
カジュアルジャケット	○	
セーター	○	
タートルネック	○	
半袖シャツ	○	
かりゆしシャツ	○	
ポロシャツ	○	
アロハシャツ	○	
Tシャツ	△	・県が関係するイベントのPR活動等のために着用するものは可 ・ジャケットを着用する場合は可
ランニングシャツ	×	
ジャージ	×	
スラックス	○	
チノパン（綿パン）	○	
ジーパン	×	
ハーフパンツ	×	
ローファー	○	
スニーカー	○	
サンダル	×	

※上記以外の服装を一律に禁じるものではありません。

個々の服装の適否は各所属において御判断ください。

軽装勤務を

通年で実施しています



ノーネクタイ・ノージャケット等にて
対応させていただいています。
ご理解とご協力をお願いします。